指定期間満了に伴う指定管理者について

- I 協働安全部所管施設
- II 健康福祉部所管施設
- Ⅲ 都市整備部所管施設
- IV 生涯学習部所管施設

I 協働安全部所管施設 市民会館(2館)、交流館(8館)

1 指定管理者制度継続予定施設名

- (1) 越谷市中央市民会館
- (2) 越谷市北部市民会館
- (3) 越谷市赤山交流館
- (4) 越谷市大沢北交流館
- (5) 越谷市蒲生交流館
- (6) 越谷市南部交流館
- (7) 越谷市新方交流館
- (8) 越谷市大袋北交流館
- (9) 越谷市桜井交流館
- (10) 越谷市南越谷交流館

2 公募・随意指定の別とその理由

公募とする施設

(1) 越谷市中央市民会館

(理由)

管理の実績やノウハウを有する団体であれば十分管理が可能であることから、これらの実績やノウハウ等を有している団体を一般公募により募集するものです。

随意指定とする施設

(2) 越谷市北部市民会館

(随意指定予定団体:越谷市北部市民会館運営協議会)

(3) 越谷市赤山交流館

(随意指定予定団体:越谷市赤山交流館運営協議会)

(4) 越谷市大沢北交流館

(随意指定予定団体:越谷市大沢北交流館運営協議会)

(5) 越谷市蒲生交流館

(随意指定予定団体:越谷市蒲生交流館運営協議会)

(6) 越谷市南部交流館

(随意指定予定団体: 越谷市南部交流館運営協議会)

(7) 越谷市新方交流館

(随意指定予定団体:越谷市新方交流館運営協議会)

(8) 越谷市大袋北交流館

(随意指定予定団体:越谷市大袋北交流館運営協議会)

(9) 越谷市桜井交流館

(随意指定予定団体:越谷市桜井交流館運営協議会)

(10) 越谷市南越谷交流館

(随意指定予定団体:越谷市南越谷交流館運営協議会)

(理由)

北部市民会館、交流館とも、市民の自主的な活動により、こころ触れ合う 豊かな地域社会の形成を図るとともに、市民の福祉の増進及び文化の向上に 資するという、施設の持つ性格を考慮すると、地域との関わりをもつ団体を 指定管理者とする必要があることから、随意指定しようとするものです。

3 指定期間

いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間) (理 由)

サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減(例:複写機等の標準リース期間)等を考慮し、指定期間を5年とするものです。

Ⅱ 健康福祉部所管施設 障害者福祉センター

1 指定管理者制度継続予定施設名

(1) 越谷市障害者福祉センターこばと館

2 公募・随意指定の別とその理由

随意指定 (随意指定予定団体:社会福祉法人越谷市社会福祉協議会) (理 由)

障害者福祉センターは、越谷市の障がい者福祉の拠点施設として位置づけられ、障がい者団体やボランティアの育成という責務を担っています。また、利用者が周囲の方の協力を必要とする障がい者であるという施設の特性を持っています。

現在の指定管理者である社会福祉法人越谷市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、これまでの地域福祉の推進により築いてきた障がい者団体やボランティア等とのネットワークを有していることから、同協議会を支える方々の協力も得ることができるといった相乗効果を期待することができます。また、障害者福祉センターの管理運営や障害者デイサービス事業の他にも、障害者ガイドヘルパー事業やコミュニケーション支援事業などの障がい者に対する様々なサービスや、老人福祉センターの管理運営を実施するなど、本市の障がい者福祉事業や地域福祉事業において実績があります。さらには、これまでに同協議会が蓄積してきた障がい者福祉の深い知識と経験により、利用者とのさらなる信頼確保が期待できます。

したがって、同協議会に管理運営を行わせることにより、継続して効率的・効果的な事業を推進し、あわせて経費の抑制を図ることができると判断したものです。

3 指定期間

いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間) (理 由)

障害者福祉センターの運営には、施設の性格上、利用者との信頼関係が重要であること、また、障がい者福祉の拠点施設として位置づけられ、障がい者団体やボランティア等の育成という責務を担っていることなどから、サービス提供の継続性と安定性を考慮し、指定期間を5年間とするものです。

4 その他

(新たに指定管理に含める事業)

知的障がい者を対象とした「障がい者デイサービス事業」については、現 在、障がいのある方に教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーション 等のための便宜を総合的に供与し、障がい者の自立と福祉の増進を図ること を目的とし、社会適応訓練やレクリエーション事業等を実施しています。

この事業は、支援費制度や障害者自立支援法などの国の制度変更の中で、 事業の位置づけが変わってきたため、これまで市の委託事業として実施して きましたが、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする障害者福 祉センターこばと館の管理運営業務の目的と合致することから、今後、管理 運営業務に含めるものとします。

Ⅲ 都市整備部所管施設 花田苑・野鳥の森

1 指定管理者制度継続予定施設名

- (1) 花田苑
- (2) キャンベルタウン野鳥の森

2 公募・随意指定の別とその理由

公 募

(理由)

両施設は、管理の技術・実績やノウハウを有する団体であれば管理することが可能であることから、一般公募により募集するものです。

3 指定期間

いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間) (理 由)

サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減(例:複写機等の標準リース期間)等を考慮し、指定期間を5年とするものです。

IV 生涯学習部所管施設

コミュニティセンター、能楽堂、総合体育館、市民球場ほか2施設 (総合公園多目的運動場、庭球場)、しらこばと運動公園競技場ほか4 施設(第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場)、弓道場

1 指定管理者制度継続予定施設名

- (1) 越谷コミュニティセンター
- (2) 越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂
- (3) 越谷市立総合体育館
- (4) 越谷市民球場、越谷市立越谷総合公園多目的運動場、同庭球場
- (5) 越谷市立しらこばと運動公園競技場、同第2競技場、同野球場、同庭球場、同ソフトボール場
- (6) 緑の森公園越谷市弓道場

2 公募・随意指定の別とその理由

随意指定とする施設

(1) 越谷コミュニティセンター

(随意指定予定団体:財団法人 越谷コミュニティセンター)

(2) 越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂

(随意指定予定団体:財団法人 越谷市施設管理公社)

(3) 越谷市立総合体育館

(随意指定予定団体:財団法人 越谷市施設管理公社)

- (4) 越谷市民球場、越谷市立越谷総合公園多目的運動場、同庭球場 (随意指定予定団体:財団法人 越谷市施設管理公社)
- (5) 越谷市立しらこばと運動公園競技場、同第2競技場、同野球場、同 庭球場、同ソフトボール場

(随意指定予定団体:財団法人 越谷市施設管理公社)

(理由)

上記の施設については、それぞれの施設の設置目的、利用状況、管理運営 状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等を踏まえ、従来の受託 者を指定管理者としてあらかじめ指定することが必要と認められるため、随 意指定とするものです。

なお、今回の指定管理者更新にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏ま え、現在における各施設の利用状況や管理運営状況等を下記のとおり検証し、 各施設の公募/随意指定の方向性を取りまとめたものです。 越谷コミュニティセンターについては、文化振興の活動拠点として、市民 に優れた芸術文化の観賞機会を提供するとともに、市民の文化活動の発表の 場として、市民文化祭や県展記念作品展・郷土芸能祭を開催するなど、文化 団体や伝統文化の継承者の育成を図っています。また、市の行政運営上必要 な、成人式や敬老会などの事業を実施する場としても利用されています。

総合体育館については、市民体育祭をはじめ全国レベルの各種スポーツ競技会の会場として利用されているほか、産業振興のイベント会場や公職選挙の開票会場、さらには、市主催の式典等、スポーツ・レクリエーション以外の用途でも利用されています。

他の施設も同様に、施設の貸出しにあっては事前に総合的な利用調整が行われ、調整後に一般貸出し枠を決定する状況であり、民間事業者等による利用拡大のための創意工夫の余地が極端に少ない現状にあります。

このような状況から、当該施設につきましては、公共性、公益性が非常に高い施設であり、民間事業者等による利用調整は困難であると考えられます。

また、(財) 越谷コミュニティセンター及び(財) 越谷市施設管理公社については、施設の管理運営を効果的、効率的に行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市の全額出資による公益法人として設立したものであり、長年にわたり各施設の管理運営を適正に行ってきた信頼と実績は評価に値するものです。

市は両団体の出資者として、これまでの投資や、両団体の持つ優れた専門性やノウハウなどを勘案すると、引き続きそれぞれの団体に管理を委ねることが最善と考えます。

したがって、越谷コミュニティセンター、こしがや能楽堂、総合体育館、 市民球場ほか2施設、しらこばと運動公園競技場ほか4施設につきましては、 それぞれの目的、機能、利用状況等を総合的に判断し、施設管理に対する経 験やノウハウが極めて重要と判断されることから、平成18年度の指定管理 者制度の導入時と同様に随意指定しようとするものです。

公募とする施設

(6)緑の森公園越谷市弓道場

(理 由)

弓道場は、主たる業務が利用受付であり、特定団体でなければならない理由はなく、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、市民サービスの向上やコスト削減、利用者の拡大などが期待できることから、公募とするものです。

3 指定期間

いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)

(理由)

サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減(例:複写機等の標準リース期間)等を考慮し、指定期間を5年とするものです。

4 その他

(複数施設の一括指定について)

• 越谷市民球場、越谷市立越谷総合公園多目的運動場、同庭球場

事務所を有する越谷市民球場を拠点とし、隣接する越谷総合公園多目的運動場及び総合公園庭球場の3施設を総合公園施設として一括して管理させることで、経費縮減、効率化を図ります。

・越谷市立しらこばと運動公園競技場、同第2競技場、同野球場、同庭球場、 同ソフトボール場

事務所を有するしらこばと運動公園競技場を拠点とし、隣接する同第2競技場、同野球場、同庭球場、同ソフトボール場の5施設をしらこばと運動公園施設として一括して管理させることで、経費縮減、効率化を図ります。